

「健康長寿のまち」の推進に向けた連携に関する協定書

静岡市（以下「甲」という。）と株式会社静岡伊勢丹（以下「乙」という。）は、静岡市の「健康長寿のまち」の推進に向けて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、静岡市の「健康長寿のまち」の推進に関し、甲及び乙が有する能力、資産等を活用し、相互に連携して取り組むために必要な事項を定めることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- (1) 乙内の健康に関するフロア「静岡ウェルネスパーク」を活用した「健康長寿のまち」の推進に係るモデル実施に係ること
 - (2) 「健康長寿のまち」の推進に係る取組の市民への広報・PRに係ること
 - (3) その他「健康長寿のまち」の推進に係る取組を通じた、市民の健康寿命延伸、生涯活躍及び地域活性化に係ること
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、この協定の目的を達成するために必要な事項に係ること
- 2 甲及び乙は前項各号に定める事項を円滑かつ効果的に推進するため、それぞれ連絡調整に係る担当部署を定め、定期的に協議するものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た情報については、善良な管理者の注意を持って管理し、前条の規定による役割の実施以外には使用しないものとする。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から平成32年3月31日とする。ただし、本協定による有効期間満了の日の3箇月前までに、甲及び乙から別段の意思表示がない場合には、この期間は更に1年間更新するものとし、以後の期間満了についても、また同様とする。

（協議）

第5条 本協定に定める事項について、疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方署名の上、各自その1通を保有する。

平成30年3月16日

（甲）静岡市長

（乙）株式会社静岡伊勢丹

代表取締役社長

田辺信宏

内宮潔